

第百九回国 参議院 文教委員会 會議録 第五号

昭和六十二年九月三日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

九月二日

辞任

世耕 政隆君
星 長治君

補欠選任

宮崎 秀樹君
福田 幸弘君

出席者は左のとおり。

委員長

田沢 智治君

理事

仲川 幸男君

委員

林 寛子君

粕谷 照美君

佐藤 昭夫君

小野 清子君

川原新次郎君

木宮 和彦君

山東 昭子君

杉山 令肇君

寺内 弘子君

福田 幸弘君

宮崎 秀樹君

柳川 覺治君

久保 亘君

山本 正和君

高木健太郎君

高桑 栄松君

勝木 健司君

下村 泰君

国務大臣

文部大臣

塩川正十郎君

政府委員

文部大臣

塩川正十郎君

第六部 文教委員会會議録第五号 昭和六十二年九月三日【参議院】

文部大臣官房長 古村 澄一君
文部省高等教育局長 阿部 充夫君
文部省高等教育局私学部長 坂元 弘直君
事務局側 常任委員会専門員 佐々木定典君

本日の會議に付した案件
○学校教育法及び私立学校教育法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二日、世耕政隆君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君が選任されました。

また、同日、星長治君が委員を辞任され、その補欠として福田幸弘君が選任されました。

○委員長(田沢智治君) 学校教育法及び私立学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は既に終局いたしましたので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○久保亘君 私は、日本社会党、護憲共同を代表して、ただいま議題となっております学校教育法及び私立学校教育法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場を明らかにいたします。

今日私たちは、変化が激しく流動的で不透明、不確実な状況の中で、新しい時代を迎えつつあります。こうした時代を生きて抜いて、教育基本法に

定める社会と文化の進歩に貢献し、人類の福祉と平和を実現するためには、真理の追求を基本とした学問研究の創造と、先見性、創造性等を身につけた人材の養成、さらには国民の高い学習意欲にこたえる体制の整備が極めて重要であります。その意味で、大学を中心とする高等教育の改革に真剣に取り組まなければならないことは当然であります。

しかし、言うまでもなくその大学改革は、大学の理念と歴史を踏まえ、憲法の保障する学問の自由と大学の自治を基本として、長期的視野に立つて行わなければならない。いやしくも、資本の論理や経済の効率性の論理に立つ拙速な改革であってはなりません。

ところが、今回政府から提案された大学審議会等の設置案については、政府、財界に都合のよい大学改革を進める道具、手段になるのではないかと、また、それをねらったものではないかとの疑念をぬぐい去ることができないのであります。されば、今日多くの大学関係者等の反対の声が起こっているのであります。

本法草案の主要な問題点について、以下、簡単に指摘したいと存じます。

まず第一に、今回の法律案は、臨教審の答申の実施に関する最初の法案と言われておりますが、臨教審答申の大学改革構想をどう受けとめ、今後どう対応していくかという総合的検討が行われることなく、大学審議会についてのみ、場当たり的、つまみ食いの提案されているのであります。しかも、大学関係者等の合意を得るための十分な時間と手続を経ることなく、まことに拙速に提案されてきたのであります。したがって、多くの大学関係者等が政府の意図に不安を感じ、反対するのは当然であります。本法案が極めて不十分な審議にもかかわらず、衆議院で強行採決され、本院に

おいても審議不足のまま本日委員会の採決が行われようとしていることはまことに遺憾であります。

第二には、文部大臣の諮問機関として位置づけられ、しかもその人選が文部大臣の自由によだねられていくことであります。今日の我が国の大学の画一化等の問題状況をもちいたした大きな原因の一つに、これまでの文部省の大学政策、大学行政があることはだれしも否定できないところであります。このこれまでの文部行政にメスを入れることなく、今後の大学改革の道を探ることは不可能であります。したがって、行政から相対的に独立した審議機関の設置こそ必要であります。

また、委員の人選が大学関係者の意向を十分に反映されるように行われる保障はどこにもないのであります。臨教審や大学改革に関する研究協議会に見るように、総理好みの財界人や官僚出身者が中心になるおそれ強いのであります。

さらに、文部行政の隠れみのになりやすいこのような審議会に、勸告権等強い権限を与えていることは、かえって審議会の名のもとに、政府、財界に都合のよい改革が強行される危険を感じるものであります。臨教審そのものも、設置に当たって我々が指摘したとおり、文部官僚の手のひらの上で、その官僚主義、権威主義、秘密主義、瑣末主義に陥って、教育改革に対する国民の期待にこたえていないとの批判があります。臨教審の委員の中からさえこの点について強い不満が述べられているのであります。

第三に、審議会の運営のあり方についてもすべて政令事項とされている上に、その基本的内容も全く明らかにされていないのであります。大学関係者や国民に開かれた運営が行われるかどうか、大変疑問であります。

第四に、私立大学審議会を廃止して大学設置審

議会と統合し、従来の私大審議会の権限を学校法人分科会の権限とする点につきましても、私学の自主性を尊重するという私立学校法の精神が生かされるのか大変不安を覚えるものであります。私学に関する基本法たる私立学校法の規定から、その中心部分である私大審議会を削除することは、私立学校法をいびつ化し、形骸化をもたらすことにつながらないかを憂えるものであります。

最後に、文部大臣は文部行政の責任者として、大学に対する外部からの正当な批判を真剣に受けとめて対処すべきは当然であります。しばしば見られるような誤解、偏見や、大学に関する不十分な知識に基づく不当な批判に対しては、大学に関する深い理解に基づいて、大学の立場を擁護する姿勢こそ必要であります。しかるに、一部の例をもって殊さらに大学や大学関係者を強く非難し、不信感をおおるような発言に終始されていることはまことに残念であることを強く指摘したいと思います。これでは大学関係者等が文部行政に不信感を増大させるのは当然であると言わなければなりません。

教育基本法十條は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と述べています。「不当な支配」とは、同じく十條後段に定める教育行政の目標である必要な教育諸条件の整備確立の任務を放棄し、教育そのものを政治的に管理支配しようとするものであります。金は出さぬが口は出すという最も誤った今日の教育行政のあり方を根本的に改めることが教育改革の大前提であること、大学審議会設置を急ぐ政府、特に文部省に強く警告したいと思ひます。

以上、本法律案に反対する理由を述べて、私の反対討論を終わります。

○林寛子君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を具体化す

るための法律改正の第一号であります。二十一世紀へ向けての我が国の発展の基礎となる教育改革を断行していくため、臨教審の答申を一刻も早く実施に移すよう努めることが私どもに課せられた最大の責務であらうと思ひます。

本法律案は、我が国の高等教育のあり方を全体として調査審議し、文部大臣に答申、勧告する大学審議会を新設しようとするものであり、従来からその必要性が強く認識されてきたものであります。御承知のとおり、我が国の高等教育は、今日では十八歳人口の四割近くが入学するほどまでに発展、拡大してまいっております。しかしながら、我が国の高等教育の現状には多くの問題があり、国民の期待、社会の要請に適切にこたえていないとの厳しい批判があることもまた事実であります。新設される大学審議会がこのような批判に耳を傾け、我が国の高等教育が国民と社会の要請に適切にこたえていくための政策を立案、提供してくれることは、まことに意義あることと言わねばなりません。

また、本法律案は、現行の大学設置審議会と私立大学審議会を再編統合して、大学設置・学校法人審議会と名称の変更を行い、私立大学の設置認可等の業務の円滑化と効率化を目指しております。まことに歓迎すべき結構な措置であると思ひます。

このように本法律案は、我が国の高等教育の今後の発展に資するところ大変大と思うわけでありますが、一部の大学関係者の間に、理解が不十分なためか、残念なことに、本法律案は大学の自治を侵害し、学問の自由を脅かすものであるとか、私学の自主性を否定するものであるといった批判があるようであります。しかし、大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を持つ人々から選ばれた委員が、我が国高等教育の基本政策について審議するものであります。また、私立大学審議会の業務を引き継ぐ学校法人分科会の委員は、私学の代表を中心に構成されることになっているわけでありますから、そのような心配は要らないものと確信いたします。

私ども自由民主党は、戦後一貫して我が国高等教育の発展、振興のために努力してまいりました。今後もなお一層の努力を傾注してまいりたい所存でございます。

私は、大学審議会が我が国の大学改革に明確かつ適切な指針を提供してくれることを期待し、最後にその一日も早い設置を希望いたし、本法律案に対する賛成討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、議題、すなわち大学審議会設置法案に断固として反対の討論を行います。

まず討論に先立ち、本法案が衆議院文教委員会で行われ、本委員会でも定例審議日を残したまま強引に採決されることに強く抗議するものであります。

さて、本大学審議会設置法案の意図するところは、自民党政府と財界による日米軍事同盟体制強化の国家づくりに役立つように大学を再編することとあります。そして、その最大の障害となつていた大学の自治を破壊する仕組みを確立しようとするものであります。

このねらいは、中曽根内閣の戦後政治の総決算路線を概観するだけで、すなわち、年々増大する軍事費、日米共同作戦体制の強化など、一層ばく進する軍事大国化の道、それと一体のものとして、靖国神社への閣僚大挙参拝や君が代・日の丸教育の強制等を初めとする臨教審最終答申によって明瞭であります。

以下、具体的に反対の理由を述べます。

反対理由の第一は、大学審議会が学問の自由と大学の自治を根本から破壊するものとなることとあります。この審議会は、内閣承認の二十人の委員から構成され、文部大臣に対して勧告権を持つものです。審議対象は大学の管理運営のあり方、教育研究のあり方、教員の人事や教授会の権限などを含め大学の制度全般、大学の評価に至るまで広範にわたるものであります。本来、大学の自治に属する事柄までも調査審議し、勧告権を行使し

て文部省を通じての大学への介入、統制を行うことができるのであります。まさに大学審議会の創設は、政府がこれまでなし得なかつた大学の自治と学問の自由を公然と干渉できる仕組みの創設であります。

反対理由の第二は、この大学審議会が軍事目的と財界奉仕に役立つ大学づくりを進めるものであるからであります。これまでの臨教審答申が示しているように、日米軍事同盟体制国家づくりと、産業構造の転換などの国家目標に沿った大学の再編が意図されております。SDI研究への大学の参加、寄附講座の導入やインテリジェントビルなどはその最たるものであり、それらを大々的に進める土台となるのは火を見るよりも明らかであります。

反対理由の第三は、大学審議会が臨教審流の教育改革全体の突破口としての役割を果たすものになるからであります。川下を変えれば川上が変わるのとおり、大学の多様化を通じて高校以下の教育にも広げることができるとです。我が国の学校体系全体を、エリート養成と新しい労働力の養成という差別選別体制へと全面的につくり変えようとしています。この反動的な教育改革が実現されるならば、憲法、教育基本法の示す機会均等教育の全面的破壊となります。

私が本法案に反対する主な理由は以上であります。大学の自治の破壊、学問の自由への干渉が国民の民主的権利を根こそぎ奪い尽くし、あの大戦の惨禍に至つた歴史の教訓は決して忘れてはなりません。

我が党は、広範な民主勢力、大学人とともに、歴史の反動的転換を絶対に許さないことを表明し、私の反対討論を終わります。

○委員長(田沢智治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(田沢智治君) 御異議ないと認めます。

大幅な増員を図ることであり、特に、学生の臨時増募に伴う教職員の増員や看護職員の増員が緊急の課題である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、第七次定員削減を行わず、教職員の大幅増員と定員外職員を定員化する。
- 二、基準的教育研究経費を中心とする教育研究予算を大幅に増額すること。
- 三、大学審議会の設置をやめ、大学、高等専門学校、公務員賃金を大幅に引き上げるとともに、それにふさわしい賃金改善予算を計上すること。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二三三三号 昭和六十二年八月二十四日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市曲本二ノ五ノ一二
神津朋子外三百四十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二三七一号 昭和六十二年八月二十四日受理
学校教育における珠算教育の強化に関する請願

請願者 岩手県花巻市高木一九ノ二七 清水博

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第二四一六号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 石川県七尾市国分町ア部五 鷹合悦子外二千四百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四一七号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会の設置反対に関する請願(三通)

請願者 鳥取県米子市彦名町六、〇七六
松崎博司外四千六百六十八名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四一八号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉上二ノ一三ノ三
〇一 戸瀬英男外千七百五十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四一九号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町泰長老桃山東
合同宿舍一四五 森田正外二千七百九十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四二〇号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町二五二ノ二〇
平形裕史外四千六百五十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四二二号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会の設置反対に関する請願(十二通)

請願者 新潟県柏崎市穂波町四ノ一六ノ一
〇二 泉谷正子外一万四千百十七名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四二二二号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出北一ノ二二ノ三 浅野ユキ子外四十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二三号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出北三ノ四ノ七
ノ一〇五 和久利誠外四十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二四号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区高松一ノ四二ノ一七
菅沼よし子外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二五号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒中央通七丁目
郷路美恵子外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二六号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 京都市右京区宇多野北ノ院町八ノ五 古川マサ子外四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二七号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 大阪市此花区朝日二ノ一七ノ一〇
井本慶二外四十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二八号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡江南町押切六五〇
新井和子外四十九名

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四二九号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 京都市西京区川島玉頭町六七ノ四
中村裕子外四十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三〇号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌二条四丁目
中西富美子外四十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三一号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 北海道石狩郡石狩町花川南七条二
丁目 秋田谷静子外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三二号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷二ノ五ノ一
二ノ三〇四 酒井喬子外四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三三三号 昭和六十二年八月二十五日受理
大学審議会設置反対に関する請願

請願者 大阪市淀川区西三国一ノ九 土橋美代子外四十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三四号 昭和六十二年八月二十五日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布南三ノ九ノ

二〇二 横田真知恵外四十九名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三三六号 昭和六十二年八月二十五日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都墨田区八広四ノ二六ノ一

山田節子外四十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三三六号 昭和六十二年八月二十五日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都小金井市本町五ノ一四 堀

江光外四十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三七号 昭和六十二年八月二十五日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市青柳町三、四八八

松田信子外四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四六一号 昭和六十二年八月二十五日受理

学校教育における珠算教育の強化に関する請願

請願者 福井市文京一ノ四ノ四九 加藤敬

三

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第一四六七号 昭和六十二年八月二十五日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町新栄町 高

杉善典外一万七百四十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四七六号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三ツ沢西町八ノ一

一 吉良比呂志外百二十四名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四七七号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都杉並区上井草一ノ二五ノ一

一ノ三〇四 高野和子外千八百五

十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四七八号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 横浜市港北区勝田町二六六ノ一

中野厚子外五百五十三名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四七九号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 山形市木の実町一ノ三三七 細矢

昌武外五百七十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八〇号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県小田原市南町三ノ一ノ五

二 小西純子外五百二十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八一号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区西今川三ノ二四ノ

六 真島由希子外四千四百九十六名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八二号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 広島市中区平野町みゆき会館 岸

槌和夫外四千四百九十八名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八三三号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町中山一、〇八

五 古川生子外二十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八四号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪市港区八幡屋三ノ一四ノ三ノ

三〇三 吉村チツ子外二十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八五号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区東金町八ノ二九ノ二

一 南部和代外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八六号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 札幌市北区あいの里一条四ノ一〇

ノ一六 岸田弘子外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八七号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都市北区大宮南椿原町七 畠

山たかね外二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八八号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪府大正区平尾五ノ一一ノ二

一 安土益子外二十四名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四八九号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野上柳町六 谷口

良子外二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九〇号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野宮西町一〇ノ八

九 安田文子外二十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九一号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 山形県東根市東根甲一、四八一ノ

七 佐藤万記子外二十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九二号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区羽沢町九四七ノ

一ノ五ノ二ノ五〇二 鈴木友子外
二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九三号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都港区三田一ノ一一ノ二一

ノ四〇三 染谷ふみ子外二十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九四号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区緑木一ノ一一ノ二

三 松本民子外二十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九五号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都保谷市本町四ノ四ノ二二

若林京子外二十四名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九六号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 横浜市南区三春台一一五 井野

照子外二十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九七号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町四ノ八ノ二

〇 佐藤直己外二十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四九八号 昭和六十二年八月二十六日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市針ヶ谷四ノ一ノ二

三 青木敦子外二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇七号 昭和六十二年八月二十六日受理

河内飛鳥の遺跡保存に関する請願

請願者 大阪府南河内郡太子町春日九八

ノ三二九 柿沼敦外百四十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一五四四号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大分県竹田市平田五、六〇三 波

田野愛子外二十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五四五号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪市旭区森小路一ノ四ノ九

手島公子外二十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五四六号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎四ノ一八ノ一

〇 藤井絹代外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五四七号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 北海道小樽市緑三ノ一〇ノ三五

吉村治子外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五四八号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都府八幡市男山竹園三ノAノ一

五ノ三〇三 木村和子外二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五四九号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市藤阪南町一ノ二ノ四

一 田中典子外二十四名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇〇号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 秋田市新屋元町五ノ五二 高島み

つ子外二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇一号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草東伊達町一 山

田睦美外二十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇二号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市末広町二ノ五ノ一

〇 六 平田好子外二十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇三号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 千葉県柏市遊井一、七八二ノ三六

高橋正幸外二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇四号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋二ノ四〇ノ四

米良松子外二十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇五号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市西浦六ノ一ノ一

妹尾睦子外二十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇六号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都足立区栗原一ノ一四ノ九

長谷弘子外二十四名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇七号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上倉田町三七一 川

又里子外二十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇八号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 東京都小平市喜平町三ノ一ノ六ノ

四一三 美馬やよい外二十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五五九号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市南町一ノ一〇ノ二三

星野洋子外二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五七七号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市陽光台二ノ一四

ノ一八 大橋雅子外二千九百八十

四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五七八号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会の設置反対に関する請願

請願者 千葉県四街道市さちが丘二ノ二二

ノ一二 鈴木五二外千八百九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一六一七号 昭和六十二年八月二十七日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島南緑町一七ノ一

片岡かすみ外四百七十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

昭和六十二年九月十九日印刷

昭和六十二年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W